

平成30年度 岐阜市障害者総合支援協議会第8回専門部会 議事要旨

開催日時	平成30年11月30日(金)
	15:30~17:00
場所	岐阜市役所 低層部3階 大会議室
出席	居宅介護事業所 20か所 24名
	相談支援事業所 17か所 19名
	関係機関 5名
	合計48名(別紙名簿参照)

○検討テーマ・・・相談支援との連携について ～居宅サービス関係～

地域課題について検討を重ねる中で、障がい児者支援において居宅介護事業所と相談支援専門員との連携は必要不可欠であり、さらに連携を深めたいという意見があった。そのため、居宅介護事業所と特定相談支援事業所における支援内容について情報交流し、相互の理解を深めると共に、今後の支援に生かすための連携方法等について協議した。

1. 居宅介護事業所について

居宅介護事業所の支援状況や連携窓口を事前アンケートで情報把握し、「連携窓口一覧」として作成したものを参加者用資料として配布した。

2. 特定相談支援事業所について

障害福祉サービスは、申請から受給者証が発行されるまで多くの過程がある。遡及利用はなく、認定調査や医師意見書に基づく審査会で判定される障害支援区分等に応じてサービス利用量が決まる。

特定相談支援事業所に相談支援専門員を1人以上配置。障がいのある本人や家族からの相談を受け、必要なサービスや制度を提案し、サービス等利用計画を作り、定期的・継続的にモニタリングして調整を行う。平成30年11月現在 岐阜市・笠松町・岐南町内に37か所の特定相談支援事業所がある。

3. 意見交流

少人数のグループに分かれ、居宅介護事業所と特定相談支援事業所がそれぞれの立場から、支援の現状と課題 および 今後の支援の連携のために取り組めることについて意見交換を実施。

<居宅介護事業所の支援の現状と課題>

・障がい特性への対応(計画どおりに対応できない、本人の意思確認が困難、本人と支援者の距離が近くなりやすい、支援に時間がかかる、本人よりも周りの家族の思いが強い場合があり家族への支援も必要、医療的ケアや精神疾患の対応等知識や技術が必要)等に苦慮している現状がある。そのため、障害福祉サービスと介護保険の指定を受けている居宅介護事業所が多いが、障がい児者の受け入れを足踏みしている現状がある。

・相談支援専門員に対して、連絡の有無や頻度に差があると感じている。また障がいと介護保険の法律や制度の違いがあり、サービスの違いや、相談支援専門員と介護支援専門員の支援の違いに戸惑うことがある。

・普段の支援において常に人材不足の状況であるが、支援可能な曜日や時間は随時問い合わせしてほしい。また本人の了解があれば、支援の現場に相談支援専門員が訪問する等してもらって良い。

<特定相談支援事業所の支援の現状と課題>

- ・今年度より相談支援専門員1人あたりの標準担当件数が設定されたが、現状は150人以上と多くのケースを持っている相談支援専門員もいる。
- ・相談支援専門員にとってアセスメントのための情報収集が大切である。居宅介護サービス導入時にヘルパーと一緒に訪問する等、本人と会って状況を把握している相談支援専門員もいるが、制度上モニタリング期間が3～6か月であることが多く、本人の情報が掴みにくい現状がある。
- ・障がい者はヘルパーとの関わりが生活の一部になり、人生の中で長い付き合いにもなるため、相談支援専門員は本人のことを知っているヘルパーからの情報が大切である。居宅介護事業所は相談支援専門員に遠慮なく連絡してほしい。

<課題に対する対応・今後の連携について>

- ・本人や家族に困り事があると居宅介護事業所が把握した場合は、相談支援専門員に現状を伝える。居宅介護事業所の困り事に対しても、相談支援専門員がしっかり調整に入り、きめ細やかな情報共有をする。
- ・最初に支援が入る時には関係機関でサービス担当者会議ができると良い。その後も会議で話し合ったり、ヘルパー支援時に相談支援専門員も訪問したり、関係機関で情報共有の機会を多く持つことが大切。また障がい児者には居宅・就労等の複数の事業所が関わっているケースが多いため、できるだけ相談支援専門員が介入し、関係機関同士顔が見える関係をつくり、チーム支援を行うことが大切。また家族にも支援が入っているケースは、色々な関係機関が関わっている場合があるので、それぞれの関係機関と連携する。
- ・本人と支援者の距離が近くなりやすいことについては、本人の要求に対してできる範囲で対応したり、何人かで対応すると良い。医療的ケアのある方が万が一何かあった時の対応については、緊急時は医療へつなぐ。障害福祉サービスや相談支援専門員のバックアップに関しては基幹相談支援サテライト・高度専門分野相談支援事業所、精神保健に関しては保健所・市民健康センターが相談先にもなる。障がい児者と言っても色々なケースがある。相談支援専門員も支援するので、居宅介護事業所は障がい児者を前向きに受け入れてもらえるとありがたい。

4. まとめ

居宅介護事業所と特定相談支援事業所でお互いに遠慮がちであり、お互いのことを知らない現状が分かった。障がい児者支援において居宅介護事業所と相談支援専門員との連携は必要不可欠である。問題が起きた時だけでなく、日頃から細やかに相談支援専門員がコーディネートしていくことが必要である。顔見知りになれた今日を機に一層連携していきたい。

〔当日の様子〕

